

千葉県告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年4月28日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
コペルプラス千葉中央教室 千葉県千葉市中央区中央1丁目10-5 パークサイド千葉3階	株式会社ハッピーライフ 千葉県千葉市中央区中央1丁目10-5 パークサイド千葉3階 代表取締役 赤尾 英子	令和2年 5月1日	1250101290	放課後等デイサービス